

令和4年度火災予防作品募集要項

1 趣 旨

火災の大半が、わずかな不注意等により発生していることや、高齢者が火災により多数亡くなっていることから、次代を担う少年少女や豊富な人生経験と知識を持つ高齢者を対象として火災予防作品を広く募集し、優秀な作品を発表するとともに、火災予防ポスターや防火標語の活用等により、県民に対する火災予防思想の啓発を図り、もって県民の安心・安全の確保に寄与する。

2 主催・共催・後援

主 催 山 口 県
公益財団法人 山 口 県 消 防 協 会
山 口 県 消 防 ク ラ ブ 連 合 会
共 催 一般財団法人 山 口 県 消 防 設 備 協 会
一般社団法人 山 口 県 危 険 物 安 全 協 会 連 合 会
後 援 山 口 県 教 育 委 員 会

3 募 集 要 領

(1) 火 災 予 防 ポ ス タ ー の 部

ア 応 募 資 格

県内に居住する又は県内の小・中学校に在籍する児童・生徒

イ 作 品

(ア) 課 題

- 住宅防火（特に、住宅用火災警報器）に関するもの。
- 放火火災の防止に関するもの。
- 防災エプロン(※)の普及に関するもの。

※ 炎にふれても火がつきにくく、燃え広がらない素材を使用したエプロン。

- その他火災予防に関するもの。ただし、山火事予防に関するものは除く。

(イ) 画用紙の大きさは四つ切りとし、たて長で使用する。

(ロ) 応募は、1人1点とし、裏面に、学校名、学年、氏名（ふりがな）を明記する。

(ハ) クレヨン・水彩等、表現材料は自由とする。

(ニ) 使用する色は、制限しない。

(ホ) 文字は、入れても入れなくてもよい。

ウ 応募締切期日

令和4年11月8日(火)

エ 提出先

学校ごとに取りまとめ、管轄の消防本部(局)へ提出すること。

(2) 火災予防習字の部

ア 応募資格

県内に居住する又は県内の小・中学校に在籍する児童・生徒

イ 作品

(7) 課題

○小学生の部 1・2年生 ----- ひのもと
 3・4年生 ----- 火の用心
 5・6年生 ----- 火元点検

○中学生の部 以下のいずれかひとつとする。

防災訓練

消防設備

火災予防

(4) 書体

○小学生の部は、楷書とする。

○中学生の部は、楷書又は行書とする。

(7) 学校名、学年、氏名を明記すること。

(エ) 紙は、半紙の大きさとする。

(オ) 応募は、1人1点とする。

ウ 応募締切期日

令和4年11月8日(火)

エ 提出先

学校ごとに取りまとめ、管轄の消防本部(局)へ提出すること。

(3) 火災予防絵画の部

ア 応募資格

県内の幼稚園及び保育所の園児 (年長組に限る。)

イ 作品

(7) 火災予防に関するものであること。

- (イ) 画用紙の大きさは四つ切りとする。
- (ウ) 応募は、1人1点とし、裏面に、施設名、年齢、氏名（ふりがな）を明記する。
- (エ) クレヨン・水彩等、表現材料は自由とする。
- (オ) 使用する色は、制限しない。

ウ 応募締切期日

令和4年11月8日（火）

エ 提出先

施設ごとに取りまとめ、管轄の消防本部（局）へ提出すること。

(4) 防火標語の部

ア 応募資格

県内に居住する令和4年度65歳以上の高齢者

※令和4年4月1日から令和5年3月31日に65歳以上になられる方が対象となります。

イ 作品

(ア) 課題

- 住宅防火（特に、住宅用火災警報器）に関するもの。
- 放火火災の防止に関するもの。
- 防災エプロン（※）の普及に関するもの。
※ 炎にふれても火が付きにくく、燃え広がらない素材を使用したエプロン。
- その他火災予防に関するもの。ただし、山火事予防に関するものは除く。

- (イ) 別紙様式又はハガキによること。
- (ウ) 応募は、1人1点とする。
- (エ) ハガキで応募する場合は、作品（標語）、郵便番号、住所、氏名（フリガナ）、生年月日、年齢、電話番号を明記すること。

ウ 応募締切期日

令和4年11月8日（火）

エ 提出先

管轄の消防本部（局）へ別紙様式を提出又はハガキにより郵送すること。

(5) その他

- ア 作品は、すべて自作の未発表のものとする。
- イ 提出された作品は、原則、本人に返却しない。
- ウ 著作権は、主催者に帰属するものであること。

4 審査要領

(1) 第1次審査

ア 各消防本部（局）において、ポスター、習字、絵画、標語の部門ごとに提出された作品について審査を行う。

イ 審査員の人数等について

(7) ポスター、習字、絵画

審査員は5人程度とし、うち2人は図画又は習字の専門家とする。

(4) 標語

審査員は5人程度とする。

ウ 審査会において、別紙表1「第2次審査（県）提出作品数」以内の点数の優良作品を選出し、令和4年11月28日（月）までに、県（消防保安課）に提出すること。

なお、防火標語については、過去に使用された全国统一防火標語や山口県防火標語最優秀作品と同一の作品は事前に選別し、審査対象外とすること。

エ 応募締切期日については、各地区の関係機関と協議の上、変更しても差し支えないが、県（消防保安課）への提出期日は厳守すること。

(2) 第2次審査前

防火標語については、第1次審査で落選したものであっても、他地区から県へ提出された作品と同一のものは第2次審査の対象とするので、再度、各消防本部（局）で確認の上、県へ提出すること。なお、この確認のため、各地区から県に提出された作品を県で取りまとめ、事前に各消防本部（局）へ通知する。

(3) 第2次審査

ア 県において、火災予防ポスターの部、火災予防習字の部、火災予防絵画の部及び防火標語の部ごとに、各消防本部（局）から提出された作品を審査する。

イ 審査委員の構成については、別に定めるものとする。

ウ 火災予防ポスターの部の最優秀作品は、小学生の部、中学生の部のいずれか一方に住宅用火災警報器に関するものを選定する。

5 入賞の取扱いについて

入賞の範囲は、火災予防ポスターの部（小学生、中学生別）、火災予防習字の部（小学生、中学生別）、火災予防絵画の部及び防火標語の部ごとに、概ね次の表のとおりとする。

部門別入賞点数一覧表

賞	部門別						計
	ポスター		習字		絵画	標語	
	小学生	中学生	小学生	中学生	幼稚・保育園児	高齢者	
最優秀	1	1	1	1	—	1	5
優秀	4	4	4	4	10	2	28
優良	16	10	16	10	50	5	107
入選	32	16	32	16	—	8	104
合計	53	31	53	31	60	16	244

(注) 県に提出された作品のうち、選外となったものは、すべて佳作とする。
ただし、絵画のみ、優秀以外は、すべて優良とする。

6 発表

入賞発表は、令和5年2月中旬とし、各消防本部（局）に審査結果を通知する。

あわせて、県（消防保安課）ホームページにおいても審査結果を掲載する。

なお、火災予防ポスターの部の最優秀作品及び防火標語の部の最優秀作品については、令和5年山口県火災予防ポスターに使用する予定である。

その際、防火標語の部の最優秀作品は、そのテーマに即した内容のポスターに使用し、もう一方のポスターには、防火標語の部の他の上位作品から、ポスターのテーマに即した内容のものを選定して使用する予定である。